

# 島根県報

第一、四七〇号  
平成十五年五月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

平成十五年度第一次自衛官募集	(消防防災課)	二
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	二
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出(二件)	" "	二
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	三
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	三
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	五
土地改良事業変更施行の認可	" "	五
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	" "	五
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	(森林整備課)	五
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	" "	五
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区特別保護区の指定に係る公聴会の開催	" "	六
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	" "	六
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	六
小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	" "	七

平成十五年度地籍調査事業の決定	(用地対策課)	七
道路の位置の指定	(建築住宅課)	一〇
公告		
島根県立浜山体育館の「バスケットボール競技関連備品(その1)」の購入に係る一般競争入札の実施	(都市計画課)	一〇
島根県立浜山体育館の「バスケットボール競技関連備品(その2)」の購入に係る一般競争入札の実施	" "	一一
島根県立浜山体育館の「バスケットボール競技関連備品(その3)」の購入に係る一般競争入札の実施	" "	一三
島根県立浜山体育館の「バレーボール競技関連備品」の購入に係る一般競争入札の実施	" "	一四
島根県立浜山体育館の「バドミントン・テニス等競技関連備品」の購入に係る一般競争入札の実施	" "	一五
島根県立浜山体育館の「体操競技関連備品」の購入に係る一般競争入札の実施	" "	一六
島根県立浜山体育館の「アリーナ管理用備品」の購入に係る一般競争入札の実施	" "	一八
島根県立浜山体育館の「卓球競技関連備品」の搬入に係る一般競争入札の実施	" "	一九
特定調達公告		
空港用三、〇〇〇立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の実施	(港湾空港課)	二〇
雑報		
火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	" "	二二
正誤		
平成十五年三月二十五日付け島根県報号外第二十一号	" "	二三

告示

島根県告示第四百七十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、平成十五年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 採用する自衛官

男性 二等海士・二等空士 若干名

二 募集期間

平成十五年五月二十七日(火)まで

三 試験期日

平成十五年五月二十八日(水)

四 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町一四二の一

陸上自衛隊出雲駐屯地(電話〇八五三(二二)一〇四五)

五 採用予定日

平成十五年七月又は八月

六 その他

(一) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上二十七日未満の男性

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(三) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部(松江市学園一の一四

電話〇八五二(二二)〇〇一五)に連絡すること。

島根県告示第四百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定期日
天川クリニック	邑智郡石見町大字矢上三八二 三	平成十五年四月一日
くらはし内科クリニック	松江市乃木福富町二八九一	平成十五年四月十日
吉田歯科医院	安来市安来町一八九二番地一	平成十五年四月七日
はまやま薬局	出雲市松寄下町一〇九二番地 一八	平成十五年四月十六日

島根県告示第四百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称 医療法人社団 吉恵会 吉田歯科医院	所在地 安来市安来町一九〇一番地一	廃止年月日 平成十五年四月二日
---------------------------------	----------------------	--------------------

島根県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施設機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信義

施設機関の名称 安養堂接骨院	所在地 浜田市黒川町三七四六一五	廃止年月日 平成十五年三月三十一日
-------------------	---------------------	----------------------

島根県告示第四百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信義

事業者の名称 社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	指定した 事業 訪問介護	事業所の名称 さんあい訪問介護 事業所	事業所の所在地 那賀郡金城町大 字下来原一五四 一番地五	指定年月日 平成十五年四月 一日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	通所介護	さんあい通所介護 事業所	那賀郡金城町大 字下来原一五四 一番地五	平成十五年四月 一日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	通所介護	今福さんあい通所 介護事業所	那賀郡金城町大 字今福二八一番 地一	平成十五年四月 一日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	通所介護	波佐さんあい通所 介護事業所	那賀郡金城町大 字波佐イ四二五 番地二	平成十五年四月 一日
医療法人社団 佐貫内科医院	通所リハ ビリテー ション	デイケア太陽	八東郡八雲村大 字日吉一九四番 地一二	平成十五年五月 一日
有限会社 角建 築	福祉用具 貸与	有限会社 角建 築	平田市鹿園寺町 二二六番地二	平成十五年五月 八日

島根県告示第四百七十七号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成三年島根県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

中山間地域活性化資金の種類		融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合				融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合			
		貸付期間が九年以内の場合	貸付期間が九年を超え十年以内の場合	貸付期間が十年を超え十四年以内の場合	貸付期間が十四年を超え十五年以内の場合	貸付期間が九年以内の場合	貸付期間が九年を超え十年以内の場合	貸付期間が十年を超え十四年以内の場合	貸付期間が十四年を超え十五年以内の場合
一 措置要綱第二の二の(一)の加工流通施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・三パーセント	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年一・〇五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・三パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇五パーセント	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・八パーセント	年〇・三パーセント	年〇・二五パーセント	年〇・一五パーセント
二 措置要綱第二の二の(二)の保健機能増進施設整備資金	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年〇・八パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・〇五パーセント	―	―
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・五五パーセント	年一・五パーセント	年一・四パーセント	年一・三パーセント	年〇・八パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・六五パーセント
三 措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備資金	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・三パーセント	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年一・〇五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・三パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇五パーセント	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・八パーセント	年〇・三パーセント	年〇・二五パーセント	年〇・一五パーセント
農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	農業協同組合等に貸し付ける場合	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年一・〇五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・三パーセント
		年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年一・〇五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・五パーセント	年〇・四パーセント	年〇・三パーセント

附 則

1 この告示は、平成 年 月 日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年四月十八日から適用する。

2 平成十五年四月十八日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通

に關する措置要綱(平成二年六月七日付け二農経>第六百三十五号農林水産事務次官依命通知)第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八束郡東出雲町土地改良区の定款変更を平成十五年五月八日付けで認可した。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
出雲市土地改良区	野尻東地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十五年五月七日

島根県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
邑智町	内田地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十四年十二月二十四日

島根県告示第四百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

月日	時間	場 所	案 件
六月二二日	一三時〜	隠岐郡海士町大字海士一四九〇海士町役場大会議室	海士鳥獣保護区の指定について

島根県告示第四百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

月日	時間	場 所	案 件
六月二二日	一四時〜	松江市北堀町四三城北公民館和室	万寿寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について

島根県告示第四百八十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第五項において準用する同法第七条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

月日	時間	場 所	案 件
六月一〇日	一四時〜	那賀郡弥栄村大字長安本郷五四四一 弥栄会館	弥栄村キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
六月一六日	一四時〜	鹿足郡日原町大字左鎧九〇五 左鎧公民館	島キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
六月一六日	一九時〜	美濃郡匹見町大字道川イ一三三一 道川公民館（清流会館）	道川キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
六月一九日	一九時〜	邑智郡邑智町大字千原二七九一 千原コミュニティセンター	沢谷狩猟鳥捕獲禁止区域の指定について

島根県告示第四百八十四号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定による同意があったと認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

- 一(一) 加入区の名称  
平田市加入区
- 二(一) 加入区の区域  
平田市漁業協同組合の地区の区域
- 二(二) 加入区の名称  
大社町・湖陵町・多伎町加入区
- 二(三) 加入区の区域  
大社町漁業協同組合、湖陵町漁業協同組合、多伎町漁業協同組合の地区の区域
- 三(一) 加入区の名称  
大田市加入区
- 三(二) 加入区の区域  
大田市漁業協同組合の地区の区域
- 三(三) 加入区の名称  
大田市加入区
- 三(四) 加入区の区域  
大田市加入区
- 四(一) 加入区の名称  
加入区設定告示の七の項漁業の区分欄1及び2に掲げる漁業の区分
- 四(二) 加入区の名称  
加入区
- 四(三) 加入区の区域  
加入区
- 四(四) 加入区の区域  
加入区
- 五(一) 加入区の名称  
加入区
- 五(二) 加入区の名称  
加入区
- 五(三) 加入区の名称  
加入区
- 五(四) 加入区の名称  
加入区
- 五(五) 加入区の名称  
加入区
- 五(六) 加入区の名称  
加入区
- 五(七) 加入区の名称  
加入区
- 五(八) 加入区の名称  
加入区
- 五(九) 加入区の名称  
加入区
- 五(十) 加入区の名称  
加入区
- 五(十一) 加入区の名称  
加入区
- 五(十二) 加入区の名称  
加入区
- 五(十三) 加入区の名称  
加入区
- 五(十四) 加入区の名称  
加入区
- 五(十五) 加入区の名称  
加入区
- 五(十六) 加入区の名称  
加入区
- 五(十七) 加入区の名称  
加入区
- 五(十八) 加入区の名称  
加入区
- 五(十九) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十一) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十二) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十三) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十四) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十五) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十六) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十七) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十八) 加入区の名称  
加入区
- 五(二十九) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十一) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十二) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十三) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十四) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十五) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十六) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十七) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十八) 加入区の名称  
加入区
- 五(三十九) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十一) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十二) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十三) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十四) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十五) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十六) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十七) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十八) 加入区の名称  
加入区
- 五(四十九) 加入区の名称  
加入区
- 五(五十) 加入区の名称  
加入区

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の十三の項漁業の区分欄6、9及び15に掲げる漁業の区分

六(一) 加入区の名称

中村加入区

(二) 加入区の区域

中村漁業協同組合の地区の区域

(三) 漁業の区分

加入区設定告示の十六の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第四百八十五号

島根県漁業調整規則(昭和四十年島根県規則第五十三号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業(いか巣びき網漁業))に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第八条第三項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 許可及び起業の認可の申請期間

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十八日まで

島根県告示第四百八十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
松江市	長海③ 長海④ 東忌部① 長海⑤ 東忌部② 西尾①	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
浜田市	佐野町3	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
出雲市	和久輪 上塩冶② 上津①	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
益田市	高津1-2 高津1-3 飯田1-1	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
大田市	大田⑧ 大田⑨	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
江津市	平田5区 平田6区 波子1区	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
島根町	大芦9 築島	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
美保関町	美保関(VI)	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
広瀬町	東4 東5-1 東5-2	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
仁多町	三成3 佐白1	交付決定の日から平成十六年三月三十一日

<p>横田町</p> <p>野呂1 大馬木 野呂2 大呂1</p>	<p>八代1 三沢2 三成4</p> <p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>大東町</p> <p>川井① 下久野① 川井② 下久野②</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>木次町</p> <p>槻之屋 尾原ダム</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>三刀屋町</p> <p>飯石</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>掛合町</p> <p>入間5</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>頓原町</p> <p>長谷1 佐見4 頓原村1 頓原村2 花栗1 獅子1 獅子2 頓原村3 頓原村4 頓原村5 頓原村6 花栗2 長谷2</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>		
<p>赤来町</p> <p>谷5 谷6</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>佐田町</p> <p>大呂2区 大呂3区 佐津目2区 大呂4区 橋波1区 大呂5区</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>大社町</p> <p>日御碕(B)</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>温泉津町</p> <p>井田2 井田3</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>川本町</p> <p>川本(7) 川本(8) 川本(9) 川本(10)</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>邑智町</p> <p>石原 熊見 酒谷① 信喜① 坂根 信喜② 湯谷 酒谷② 猿丸 酒谷③ 信喜③ 竹</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>	<p>瑞穂町</p> <p>馬野原2</p>	<p>交付決定の日から平成十六年三月三十一日</p>





都万村	都万 <sup>⑮</sup>	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
海士町	崎 <sup>⑤</sup> 海士 <sup>⑦</sup> 福井 <sup>③</sup>	交付決定の日から平成十六年三月三十一日

島根県告示第四百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

江津市後地町八二一番の一部、同 八二九番一の一部、同 八三四番二の一部、同

二 道路の幅員

六・〇メートル（六・四メートル）

三 道路の延長

一一・七メートル

四 位置標示方法

別紙図面（示位置に、U型側溝、地先境界ブロック及びコンクリート杭を設置して標示する。）

五 指定の年月日及び番号

平成十五年五月七日 第六号

備考

別紙図面は、浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バスケットボール競技関連備品（その1）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

### 三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当(電話〇八五二二二一五五八七)

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間(土、日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午前九時から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

### 四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

### 一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バスケットボール競技関連備品(その2)

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

## (四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木  
島根県立浜山体育館

## (五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

## 二 入札参加資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること(等級は問わない)。
- (三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (四) 島根県内に本店を有する者であること。

## 三 入札の日時等

- (一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階  
島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当(電話〇八五二一一二一五五八七)
- (二) 入札説明書の交付方法  
平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間(土、日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。
- (三) 入札の日時及び場所  
日時 平成十五年六月二十日 午前九時三十分から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

## (四) 開札の日時及び場所

即時開札

## 四 その他

- (一) 入札保証金  
入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。  
ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (二) 契約保証金  
契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。  
ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (三) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。  
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (四) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (五) 契約書作成の要否  
要する。
- (六) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (七) 再度入札  
再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細  
入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バスケットボール競技関連備品（その3）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は

問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一一二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午前十時から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める

提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否  
要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バレーボール競技関連備品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木  
島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一一二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所



日時 平成十五年六月二十日 午前十時三十分から  
 場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室  
 なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所  
 即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。  
 (三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細  
 入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。  
 平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バドミントン・テニス等競技関連備品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・

教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二―二二五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午後一時三十分から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

体操競技関連備品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。



## (三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

## (四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山体育館

## (五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

## 二 入札参加資格

## (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

## 三 入札の日時等

## (一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一一二一五五八七）

## (二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

## (三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午後二時から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室  
なお、郵便による入札は認めない。

## (四) 開札の日時及び場所

即時開札

## 四 その他

## (一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (五) 契約書作成の要否

要する。

## (六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (七) 再度入札  
再度入札は、二回まで行うものとする。
- (八) その他詳細  
入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入等件名  
アリーナ管理用備品
  - (二) 入札案件の仕様及び数量等  
入札説明書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年九月二十六日
  - (四) 納入場所  
島根県簸川郡大社町大字北荒木  
島根県立浜山体育館
  - (五) 入札方法  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。
- 二 入札参加資格
  - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - (二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示

第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること(等級は問わない)。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当(電話〇八五二二二一五五八七)

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間(土、日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午後二時三十分から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室  
なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄 田 信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

卓球競技関連用品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木  
島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もつた契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階  
島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一一二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午後三時から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定め

られた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成15年 5 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

空港用3,000立役大型化学消防車 2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成16年12月20日

(4) 納入場所

島根県簸川郡斐川町大字沖洲2633—1

島根県出雲空港管理事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかるとる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

報 根 島

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ロ 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿（5(1)車輛類）に格付Aで記載された者であること。
- ハ 空港用3,000立級大型化学消防車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者であること。

(2) 入札の参加資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し、資格審査申請書に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 提出期間  
平成15年6月10日から平成15年6月13日（島根県の休日を含める。平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）とする。
- ロ 提出時間  
午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成15年6月13日午後4時までには到着していること。）
- ハ 提出場所  
〒690—8501 島根県松江市殿町1番地 島根県出納局会計課  
電話 0852—22—5336 フラクシミリ 0852—22—5963
- ニ 提出方法  
持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に説明を求められた場合は、これに添じなければならない。

- イ 提出期間  
原則として平成15年6月10日から平成15年6月17日とする。ただし、平成15年6

月17日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

- ロ 提出時間  
午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成15年6月17日午後4時までには到着していること。）
- ハ 提出場所及び提出方法  
3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。
- ニ 承認審査の打ち切り  
イのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札書の提出場所

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒690—8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課  
電話 0852—22—5573 フラクシミリ 0852—31—6247

(2) 入札説明書の交付方法  
平成15年5月19日から平成15年6月17日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限  
平成15年6月27日正午（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

- (4) 開札の日時及び場所  
イ 日時 平成15年6月27日（金）午後2時  
ロ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階 601会議室
- 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。



(3) 契約保証金  
 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項  
 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効  
 本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否  
 要する。

(7) 落札者の決定方法  
 調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他  
 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : two Airport Crash Tenders

(2) Desired Date of Delivery : December 20, 2004

(3) Place of Delivery : Izumo Airport Administration Office, Shimane Prefecture  
 (4) Deadline of Tender : noon on June 27, 2003 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on June 27, 2003)

(5) Please tender all information to : Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-Ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5578 Fax number 0852-31-6247

雑 報

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三十一条の三第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第七十三条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

社団法人全国火薬類保安協会会長 中 村 輝 夫

一 試験の種類

丙種火薬類製造保安責任者試験

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

二 試験日時

平成十五年八月二十四日（日）十三時から十五時まで

三 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造工場保安管理技術
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	火薬類取締りに関する法令 一般火薬学

四 試験場所

松江市及び浜田市

五 受験願書常置場所及び提出先

能義郡広瀬町石原三三一一三 能義安来建設業会館内 安来能義地方火薬類保安協会

松江市学園南一丁目一七一一三 松江地区広域行政組合消防本部内 松江地区火薬類保

安協会

大原郡木次町里方一〇四五―八 雲南建設会館内 大原飯石地方火薬類保安協会  
 仁多郡仁多町三成六四―二五 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会  
 出雲市塩冶有原町六一三九 (社) 島根県採石協会の内 出雲簸川地方火薬類保安協会  
 大田市大田町大田イ一七九―三 大田建設会館内 大田邇摩地方火薬類保安協会  
 邑智郡川本町大字川本二三八―三 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会  
 浜田市原井町九〇八―二八 浜田建設会館内 那賀郡地方火薬類保安協会  
 益田市中吉田町四一三一六 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会  
 鹿足郡津和野町後田イ五八―一 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会  
 隠岐郡西郷町大字西町字名田の四、三四―一 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

六 受験願書受付期間

平成十五年六月二十四日(火)から七月三日(木)まで(郵送による場合は、七月三日までの消印があるものに限り受け付ける。)

七 受験手数料

一一、〇〇〇円(所定の方法により納付すること。)

正 誤

平成十五年三月二十五日付け島根県報号外第二二号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
五	下	公安委員会 告示第三二二号	場 所 八束郡大字入江302番 地6先	場 所 八束町大字入江302番 地6先

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月十六日印刷  
平成十五年五月十六日発行

発行者  
島  
根  
県

印刷所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)